

第 1 期

北中城村成年後見制度利用促進計画

令和 2 年（2020 年）4 月

沖繩県中頭郡

北 中 城 村

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 成年後見制度の内容	3
3 計画の位置づけ	4
(1) 計画の根拠	4
(2) 他の計画との関係	4
(3) 計画期間	5
第2章 現状と課題	6
1 人口等の推移	6
(1) 総人口・高齢人口の推移	6
(2) 認知症高齢者数の推移	7
(3) 知的障がい者数の推移（療育手帳の所持者数の推移）	8
(4) 精神障がい者数の推移（精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移）	8
2 成年後見制度等の利用状況	9
(1) 成年後見制度利用者の状況	9
(2) 村長申立件数の推移	9
(3) 成年後見制度利用支援事業利用者の推移	10
3 北中城村成年後見制度実態把握調査	11
(1) 調査の概要	11
(2) 調査結果	12
(2-1) 家庭裁判所アンケート調査結果	12
(2-2) 介護・障がい事業所、医療（精神科）調査結果（令和元年9月末現在）	14
(2-3) 専門職後見人等団体の活動状況 調査結果（令和元年9月末現在）	16
(2-4) 親族後見人等調査結果	19
(2-5) 村権利擁護支援センター調査結果（令和元年9月末現在）	22
4 成年後見制度の利用促進に関する課題	23
第3章 計画の基本理念・基本目標と施策	25
1 基本理念	25
2 基本目標	25
3 施策体系	26
4 重視すべき視点	27

5 施策.....	28
基本目標 1 地域連携ネットワークの構築と実施体制の整備	28
基本目標 2 制度の理解の促進と普及.....	33
基本目標 3 利用者がメリットを実感できる制度の運用	35
基本目標 4 後見人等への支援の充実.....	38
第4章 計画の評価及び進行管理	39
1 評価及び進行管理の体制	39
(1) 庁内における体制.....	39
(2) 専門機関等による体制	39
(3) 計画や事業の広報・普及啓発	39
資料①-1 実態把握調査の概要	41
1 北中城村成年後見制度実態把握調査の概要.....	41
2 調査対象施設及び利用者数	42
3 調査票	43
(1) 介護・障がい事業所・医療（精神科） 調査票	43
(2) 専門職後見人等団体向け 調査票	46
(3) 親族後見人等向け 調査票	47
資料①-2 家庭裁判所 調査.....	49
2-1 家庭裁判所 調査.....	49
資料①-3 介護・障がい事業所、医療（精神科）調査.....	52
3-1 介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所、精神科医療 調査	52
3-2 介護保険サービス事業所 調査（再掲）	64
3-3 障害福祉サービス事業所 調査（再掲）	70
3-4 精神科医療 調査（再掲）	76
資料①-4 専門職後見人等団体調査.....	81
4-1 専門職後見人等団体の活動状況に関する調査.....	81
資料①-5 親族後見人等 調査	87
5-1 親族後見人等アンケート調査	87
資料①-6 村権利擁護支援センター 調査	94
6-1 村権利擁護支援センター 調査.....	94
資料② 北中城村成年後見制度利用促進協議会	100

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神上の障がい等によって、自身で判断することが難しい人のために、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。

国は、成年後見制度の利用促進のため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」といいます。）を平成28年（2016年）5月に施行しました。成年後見制度利用促進法には、成年後見制度の利用の基本理念や国や地方公共団体の責務を定めるとともに、基本方針に基づき成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが規定され、これまでの取組みと、さらにノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされたところです。

更に、成年後見制度利用促進法に基づき国が講じる成年後見制度利用促進のための基本的な計画として成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」といいます。）が平成29年（2017年）3月に閣議決定がされました。

<国の基本計画のポイント>

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護を重視した適切な後見人等の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進（マッチング）④後見人等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

（平成30年6月19日厚生労働省 第135回市町村職員を対象とするセミナー資料より抜粋）

また、成年後見制度利用促進法では、市町村の講じる措置として、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう、努力義務が課されています。

本村ではこれまで、自身で判断することが難しい高齢者や障がい者に対して制度利用のための支援を行ってきました。平成 25 年（2013 年）度からは成年後見人等の担い手の確保と制度の理解促進を図るため市民後見推進事業に取り組み、平成 29 年（2017 年）10 月には北中城村権利擁護支援センターひまわりを設置し、成年後見制度の相談を始めとした権利擁護支援の取組みを行っています。

成年後見制度利用促進法の施行や国の基本計画が策定されたことを受け、本村において支援が必要な人を適切に成年後見制度へつなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、住民生活に密接する重要な成年後見制度の利用を促進するため、「第 1 期北中城村成年後見制度利用促進計画」を定めるものです。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号） ～抜 粋～

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（都道府県の講ずる措置）

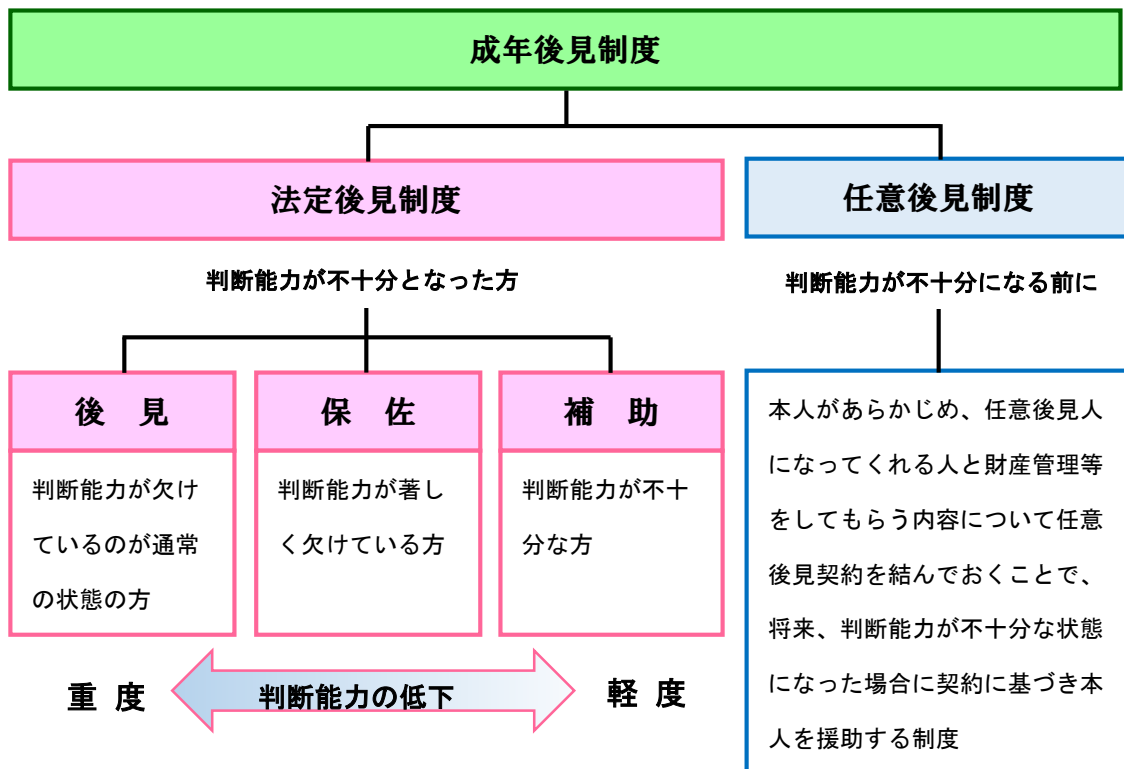
第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 成年後見制度の内容

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神上的の障がいによって判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続きにより成年後見人・保佐人・補助人（以下「後見人等」という。）を選任し、契約を代わって結ぶことや、本人の誤った判断による行為を取消して本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度です。

成年後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。法定後見にはさらに、「後見」、「保佐」、「補助」という3つの類型があり、家庭裁判所への手続きにより、本人の判断能力の程度に応じて類型が選ばれます。制度の申立時に医師の診断書等を添付し申立後に家庭裁判所が必要に応じて鑑定を行い、審判により類型が決定されます。

また、選任される後見人等については、弁護士、司法書士や社会福祉士等の専門職や市民後見人による第三者後見人等と、家族などが親族後見人等として選任される場合があります。



3 計画の位置づけ

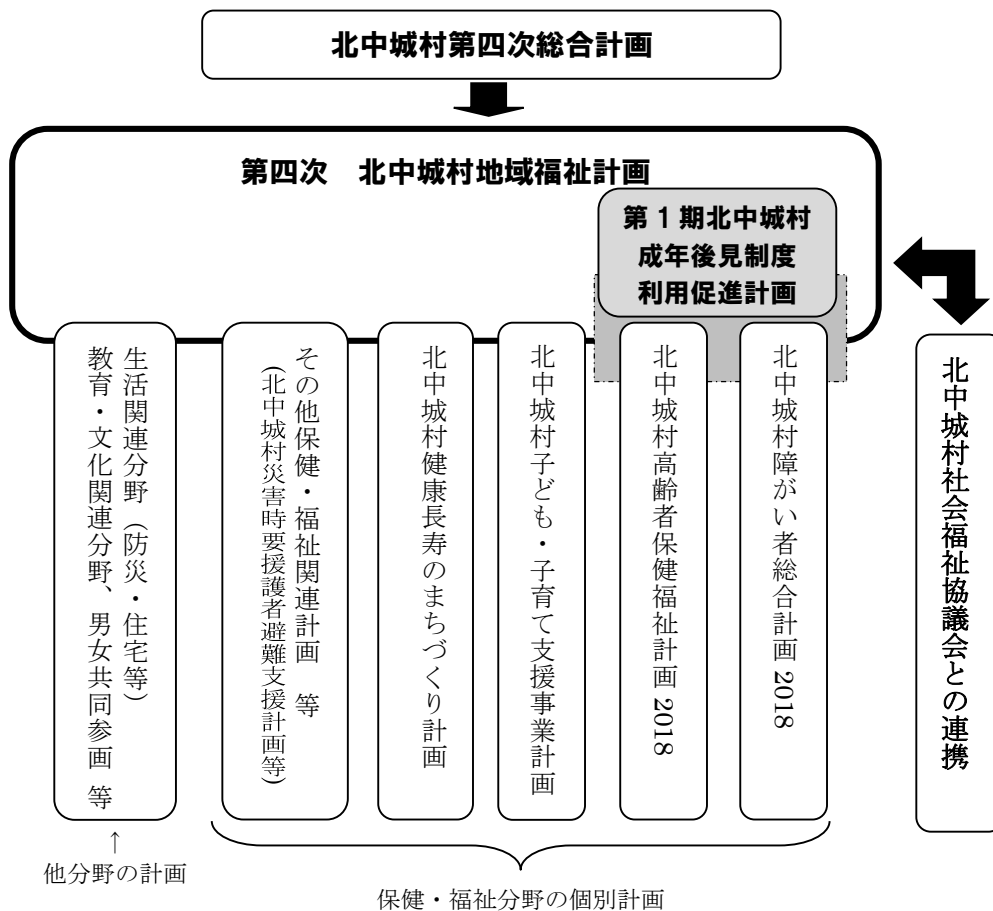
(1) 計画の根拠

この計画は、成年後見制度利用促進法第 14 条の市町村の講じる措置となる基本的な計画です。

同法では、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

(2) 他の計画との関係

この計画は、上位計画に位置づけられる「北中城村第四次総合計画」と調和し、体系上の関連計画である「第四次北中城村地域福祉計画」と一体的に連動して取組み、「北中城村高齢者保健福祉計画 2018」、「北中城村障がい者総合計画 2018」とその他の関連計画との整合性を図ります。



(3) 計画期間

この計画は、令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）末までの3年間とします。令和4年度の見直しを第四次北中城村地域福祉計画の見直しと並行して実施し、成年後見の利用促進において必要な施策を地域福祉計画に反映し、本計画を第五次北中城村地域福祉計画に取込みます。

年度 計画名	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
(国) 成年後見制度 利用促進基本計画	H29～R3年度						
第四次北中城村 地域福祉計画	第四次計画 H29～R4年度						次期 計画
第1期北中城村 成年後見制度 利用促進計画				第1期計画 R2～4年度			(組込む)

第2章 現状と課題

1 人口等の推移

(1) 総人口・高齢人口の推移

本村の人口推移をみると、総人口及び高齢者人口ともに増加しています。高齢化率を含めも年々増加することが見込まれます。

図表1 総人口推移

推計値

各年10月値	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
総人口	16,616	16,889	16,926	16,808	17,073	17,173	17,311	17,441	17,566	17,687	17,803	17,909	18,012
男	7,999	8,124	8,171	8,142	8,271	8,323	8,390	8,454	8,514	8,572	8,626	8,675	8,722
女	8,617	8,765	8,755	8,666	8,802	8,850	8,920	8,988	9,052	9,116	9,177	9,234	9,290
年少者人口	2,830	2,924	2,915	2,846	2,857	2,857	2,875	2,901	2,901	2,904	2,932	2,952	2,961
生産年齢人口	10,649	10,716	10,634	10,498	10,639	10,637	10,653	10,668	10,712	10,766	10,783	10,828	10,865
15-39歳	5,066	5,071	4,977	4,834	4,924	4,917	4,925	4,929	4,961	5,000	4,968	4,956	4,926
40-64歳	5,583	5,645	5,657	5,664	5,715	5,720	5,728	5,740	5,751	5,766	5,816	5,872	5,940
高齢者人口	3,137	3,249	3,377	3,464	3,577	3,679	3,783	3,872	3,954	4,017	4,088	4,128	4,186
前期高齢者	1,521	1,558	1,617	1,661	1,702	1,784	1,853	1,943	2,042	2,052	2,027	2,015	1,986
後期高齢者	1,616	1,691	1,760	1,803	1,875	1,895	1,931	1,929	1,911	1,965	2,061	2,114	2,199
高齢化率	18.9%	19.2%	20.0%	20.6%	21.0%	21.4%	21.9%	22.2%	22.5%	22.7%	23.0%	23.1%	23.2%
後期高齢比率	51.5%	52.0%	52.1%	52.0%	52.4%	51.5%	51.0%	49.8%	48.3%	48.9%	50.4%	51.2%	52.5%
老年化指数	110.8	111.1	115.8	121.7	125.2	128.8	131.6	133.5	136.3	138.3	139.5	139.8	141.3
老年人口指数	29.5	30.3	31.8	33.0	33.6	34.6	35.5	36.3	36.9	37.3	37.9	38.1	38.5
従属人口指数	56.0	57.6	59.2	60.1	60.5	61.4	62.5	63.5	64.0	64.3	65.1	65.4	65.8

高齢化率=高齢者人口(65歳以上)÷総人口

後期高齢比率=後期高齢者人口(75歳以上)÷高齢者(65歳以上)人口

老年化指数=高齢者人口÷年少者人口(15歳未満)×100

老年人口指数=高齢者人口÷生産年齢人口(15~64歳)×100

従属人口指数=(年少者人口+高齢者人口)÷生産年齢人口×100

「北中城村高齢者保健福祉計画 2018」平成30年3月より

図表2 総人口推移(グラフ)



(2) 認知症高齢者数の推移

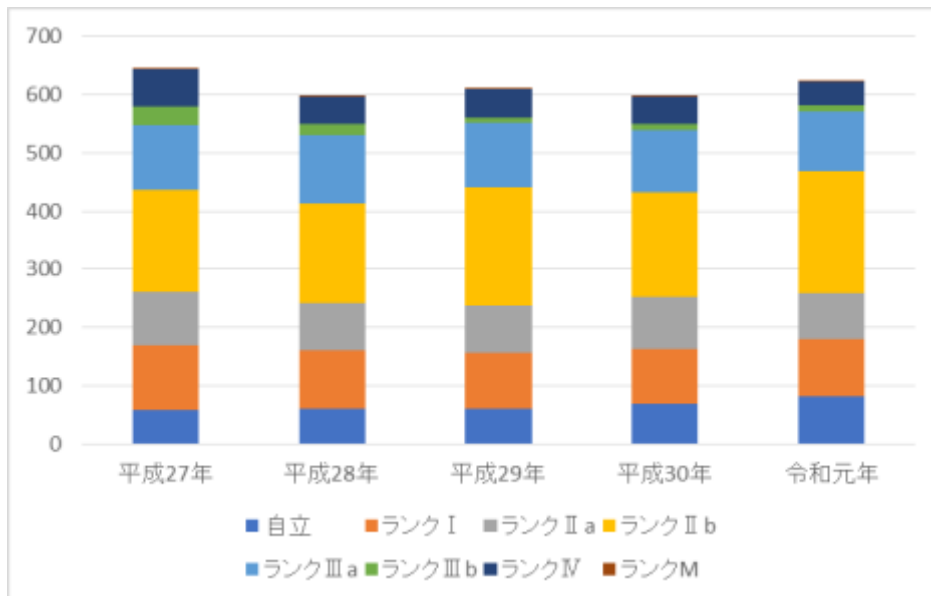
(要介護・要支援認定者における「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランク別人数の推移)

図表3 要介護(要支援)認定を受けている人の「認知症高齢者の日常生活自立度」(北中城村)

	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
自立	57	8.8%	60	10.0%	59	9.6%	69	11.5%	82	13.2%
ランクⅠ	113	17.5%	100	16.7%	97	15.8%	93	15.5%	98	15.7%
ランクⅡa	91	14.1%	81	13.5%	82	13.4%	90	15.0%	80	12.8%
ランクⅡb	175	27.0%	172	28.7%	202	33.0%	181	30.2%	208	33.4%
ランクⅢa	112	17.3%	118	19.7%	111	18.1%	107	17.9%	104	16.7%
ランクⅢb	31	4.8%	18	3.0%	10	1.6%	9	1.5%	10	1.6%
ランクⅣ	65	10.0%	47	7.8%	49	8.0%	48	8.0%	40	6.4%
ランクM	3	0.5%	3	0.5%	2	0.3%	2	0.3%	1	0.2%

沖縄県提供資料より

図表4 要介護(要支援)認定を受けている人の「認知症高齢者の日常生活自立度」(北中城村)(グラフ)



(参考)

認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる	
	II a 家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
	III a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aと同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIと同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは危険な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(3) 知的障がい者数の推移（療育手帳の所持者数の推移）

図表5 療育手帳の所持者数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
A1	16	17	16	17	18
A2	28	28	33	34	34
B1	29	30	33	34	35
B2	40	41	45	45	45
合計	113	116	127	130	132
				各年10月1日現在	

北中城村福祉課資料より

(4) 精神障がい者数の推移（精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移）

図表6 精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1級	55	64	63	64	64
2級	83	90	98	98	102
3級	26	25	31	35	36
合計	164	179	192	197	202
				各年10月1日現在	

北中城村福祉課資料より

2 成年後見制度等の利用状況

(1) 成年後見制度利用者の状況

図表7 成年後見制度利用者の状況

裁判所	本人の住所 ²⁾	法定後見				任意後見
		法定後見合計	うち後見	うち保佐	うち補助	
那覇家裁合計		2,894	2,555	276	63	3
本庁	管内合計	1,533	1,368	128	37	3
沖縄支部	管内合計	983	850	114	19	0
	北中城村	44	39	2	3	0
名護支部	管内合計	253	228	20	5	0
平良支部	管内合計	62	55	5	2	0
石垣支部	管内合計	63	54	9	0	0

1) 那覇家庭裁判所がその管内において令和元年9月末日に管理している本人数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。なお、ここでいう本人数は成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見監督人が選任された本人の合計数であり、未成年後見人が選任された未成年者は含まれていない。

2) 成年被後見人等である本人が実際に住んでいる住所(施設、病院を含む)を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。

那覇家庭裁判所資料より

(2) 村長申立件数の推移

図表8 成年後見制度 村長申立件数の推移

	申立件数	内訳	
		高齢者	障がい者
平成26年度	3	3	0
平成27年度	1	0	1
平成28年度	1	1	0
平成29年度	0	0	0
平成30年度	1	1	0
令和元年度	1	1	0
合計	7	6	1

北中城村福祉課資料より

(3) 成年後見制度利用支援事業利用者の推移

図表9 成年後見制度利用支援事業利用者数の推移

北中城村の成年後見制度利用支援事業利用者数の推移(人)						
	申立助成			報酬助成		
		高齢者	障がい者		高齢者	障がい者
平成26年度	2	2	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0
平成28年度	1	0	1	2	1	1
平成29年度	0	0	0	4	1	3
平成30年度	1	1	0	3	0	3
令和元年度	2	2	0	4	1	3
合計	6	5	1	13	3	10

北中城村福祉課資料より

(4) 日常生活自立支援事業及び福祉サービス利用援助事業契約者の推移

図表10 日常生活自立支援事業及び福祉サービス利用援助事業契約者の推移

権利擁護支援センターひまわりにおける 日常生活自立支援事業及び福祉サービス利用援助事業契約者推移					
	認知症高齢者等	知的障がい者等	精神障がい者等	その他	合計
平成27年度	0	0	1	0	1
平成28年度	1	0	1	0	2
平成29年度	4	1	1	0	6
平成30年度	6	1	1	4	12
令和元年度	5	1	2	7	15

北中城村社会福祉協議会提供資料より

3 北中城村成年後見制度実態把握調査

(1) 調査の概要

北中城村成年後見制度実態把握調査

1. 目的

北中城村内の成年後見制度に関する潜在的ニーズの実態把握及び利用状況等を調査し、今後の成年後見制度利用促進の充実にを図ることを目的に実施。

2. 調査対象

- (1) 高齢者：本村の介護保険被保険者が利用している居宅介護支援事業所及び介護保険施設等。
- (2) 障がい者：本村の障害福祉サービス受給者が利用している特定相談支援事業所及び施設入所支援。
- (3) その他（高齢者及び障がい者）：
本村に住所を有する方が入院している精神科病院
- (4) 親族後見人：本村に住所を有する方の親族後見人
- (5) 専門職団体：5 団体
沖縄弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部、
沖縄税理士会、沖縄県社会福祉士会、沖縄県精神保健福祉士協会
- (6) 家庭裁判所：本村を管轄する那覇家庭裁判所
- (7) 北中城村権利擁護支援センターひまわり

3. 調査期間

調査票配布：令和元年 10 月～

調査票回収：令和元年 11 月～12 月

※調査回答基準日：令和元年 9 月 30 日時点

4. 調査方法

アンケート調査法（郵送にて調査票を配布・回収）

5. 実施主体 北中城村

(2) 調査結果

(2-1) 家庭裁判所アンケート調査結果

① 成年後見等申立件数及び終局区分件数

	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	管内	北中城村	管内	北中城村	管内	北中城村	管内	北中城村	管内	北中城村
申立	133	5	147	10	129	6	139	6	109	7
認容	131	5	146	10	126	6	138	6	103	7
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	0	1	0	3	0	1	0	6	0

② 申立のうち認容された件数の内訳

	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	管内	北中城村	管内	北中城村	管内	北中城村	管内	北中城村	管内	北中城村
補助	4	0	5	0	2	0	1	0	4	0
保佐	17	0	13	0	22	1	16	0	15	0
後見	110	5	128	10	102	5	121	6	84	7
任意後見監督人選任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

③ 申立人の属性内訳 (平成30年中)

属性	管内	北中城村	
本人	2	0	
親族	75	4	
後見人 (法定・任意)	2	0	
市町村長	30	3 *	* 他市町村長による申立ても含まれ、北中城村長による申立て件数とは一致しない。
その他	0	0	

④ 申立時の被後見人等の年齢内訳 (平成30年中)

年代	管内	北中城村
20代以下	3	0
30~40代	14	1
50~60代	33	1
70代~80代	47	4
90代以上	12	1

⑤ 申立の動機別内訳（平成 30 年中）

内訳	管内	北中城村
預貯金等の管理・解約	74	6
介護保険契約（施設入所のため）	13	2
身上監護	25	1
相続手続	24	2
不動産処分	14	2
訴訟手続等	8	0
保険金受取	2	0
その他	1	0

⑥ 成年後見人等就任者の内訳（平成 30 年中）

	属性	管内	北中城村
親族	配偶者	2	0
	親	4	0
	子	18	2
	兄弟姉妹	8	1
	その他	17	0
第三者	弁護士	12	1
	司法書士	19	2
	社会福祉士	23	1
	その他法人	2	0
	その他個人	1	0

⑦ 上記⑥のうち弁護士、司法書士、社会福祉士が選任された事件における、申立時の被後見人等の流動資産額別内訳

流動資産額	管内	北中城村
5000万円以上	0	0
1000万円以上5000万円未満	5	1
500万円以上1000万円未満	4	0
300万円以上500万円未満	4	0
200万円以上300万円未満	2	0
100万円以上200万円未満	3	0
50万円以上100万円未満	7	1
50万円未満	29	2

(2-2) 介護・障がい事業所、医療（精神科）調査結果（令和元年9月末現在）

① 回答状況

	対象事業所数	回答事業所数（回収率）
介護保険サービス事業所	82	39（47.6%）
障害福祉サービス事業所	40	22（55.0%）
医療機関（精神科）	15	5（33.3%）

② 何らかの支援を要する本村利用者（以下「後見制度利用対象者」という。）の数
（単位：人）

法律行為	①	本人の判断能力が不十分であったため、過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪徳業者につきまわられている可能性がある。	1
	②	本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行うことが難しい。	6
	③	本人の判断能力が不十分であり、診療契約やサービス利用契約を理解できず、利用が進まない。	16
虐待被害等	④	本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待を受けている可能性又は疑いがある。	1
	⑤	本人の判断能力が不十分であるため、④以外の虐待（身体的・精神的・性的・ネグレクト等）を受けている又は疑いがある。	7
	⑥	本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している。	16
財産管理	⑦	本人の判断能力が不十分のため、財産の管理ができない。	75
	⑧	税金や施設利用料・その他借金を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。	4
	⑨	本人の判断能力が不十分であり、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。	2
他	⑩	その他困難な事情があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。（具体的内容）	10
合計			138

③ 後見制度利用対象者の主たる障害等の状態（単位：人）

①	認知症、又は明確な判断はないが認知症が疑われる方	82
②	知的障害、又は明確な診断はないが知的障害が疑われる方	33
③	精神障害者、又は明確な判断はないが精神障害が疑われる方	23
合計		138

④ 後見制度利用対象者の年齢内訳 (単位：人)

20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	合計
5	10	17	15	21	11	27	25	7	138

⑤ 後見制度利用対象者の制度利用の有無 (単位：人)

①	成年後見人（保佐・補助含む）がついている	22
②	成年後見人（保佐・補助含む）がついていない	115
③	不明	1
合計		138

⑥ 後見制度利用対象者の親族等の協力 (単位：人)

①	身寄りがない又は近隣に頼れる親族がない	8
②	親族はいるが協力を得ることが困難である	40
③	①②以外	90
合計		138

⑦ 自由意見 (一部抜粋)

<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長申立の条件が厳しく親族の協力が得られない場合など、どうにもならないことがあった。 ・申立時や後見人の報酬の負担が小さくないこと、家族が後見人になる場合は、事務負担が大きくなかなか積極的には進めにくい状況もあります。 ・ご家族、施設等の方から「成年後見制度」を申請した方がいいと言われることが少なくない、ケアマネジャーが申請する権利はないと聞きました。具体的にどのようなすれば良いか困ることがあります。 ・保佐人や後見人を付けたケースで、保佐人・後見人自身が関係機関と連携が上手くとれなかったり、調整ができなかったりと…障がい者の特性理解についての交流ができたらと思う。 ・制度概要が煩雑で、当事者、家族等の理解が難しい為、理解しやすいパンフレット等があれば説明しやすい。また、どこに相談してよいか難しいと感じる。 ・成年後見制度には申請、決定まで時間がかかり、もっと簡易的な制度運用ができたらと良いと思います。

(2-3) 専門職後見人等団体の活動状況 調査結果 (令和元年9月末現在)

① 活動状況

団体	管轄家裁	会員数	候補者名簿 登録者数	受任件数 平成30年度
沖縄弁護士会	那覇家裁	275	81	84 ※1
	※1 弁護士会が推薦した案件に限ります (案件によっては家庭裁判所が弁護士会の推薦を受けることなく直接弁護士を後見人等に選任していることがあります。弁護士会としてその数は把握しておりません)。			
成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部	那覇家裁	58	49	328
沖縄税理士会	那覇家裁	435	16	3
沖縄県社会福祉士会ぱあとなあ沖縄	那覇家裁	106	106	80
沖縄県精神保健福祉士会	那覇家裁	327	9	15 ※2
	※2 法人後見として受任している件数。			

② 今後5年間の見通し

団体	会員数	後見人等候補者 名簿登録会員数	受任件数
沖縄弁護士会	微増	現状維持	増加する
成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部	現状維持	現状維持	現状維持
沖縄税理士会	現状維持	現状維持	現状維持
沖縄県社会福祉士会ぱあとなあ沖縄	増加する	増加する	増加する
沖縄県精神保健福祉士会	増加する	増加する	増加する

③ 課題等（自由記述）

団体	課題等
沖縄弁護士会	<p>ここ数年、家裁から弁護士会に対する推薦依頼の件数が漸増しており、業務量に見合った報酬が見込めない案件の依頼が増加しているため、適当な候補者の推薦に苦慮しています。</p> <p>また、必ずしも弁護士が後見人となることがふさわしいとは思われない案件、すなわち社会福祉士や精神保健福祉士、市民後見人等が後見人になることがよりふさわしいと思われる案件（身上監護中心の案件）について、家裁から弁護士会に対し推薦依頼が行われることが増加しています。</p>
成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県下の後見人候補者名簿登載者は 49 名であるが、実働は 40 名程度であり一人平均 8 件である。 ・ 近年生活保護受給案件や報酬が見込めない案件、親族等支援者がいない案件が増加しており、ボランティアでやるには負担が大きいことから、受任件数の増加が見込めない。また、新規で加入する会員の躊躇する要因となっている。
沖縄税理士会	<p>沖縄税理士会成年後見支援センターが発足して 5 年目に突入り、家庭裁判所からの推薦依頼も毎年増え、令和元年度は 9 件と信頼を得られています。しかし、推薦名簿登載の要件を厳しくしているせい（研修、保険）とあくまで社会貢献のひとつと位置づけているせいで、名簿登載者の数が伸びていない現状があります。税理士会内部で啓蒙を促している状況です。</p>
沖縄県社会福祉士会ばあ沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所からの受任調整に十分に対応できていない。 ・ 定例会へ参加できない会員へのフォローが不十分。 ・ 後見人育成研修体系、育成が難しくなってきた。
沖縄県精神保健福祉士会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人後見を行っているため、業務執行者が法人より委任（委任状など）されていることを証明することが必要で、個人受任より銀行、行政等の各種手続きが煩雑になる。 ・ 通常業務との兼ね合いがあり、タイムリーに対応しづらい時がある。 ・ マンパワー不足を理由に受任を断ることもある。

④ 自由意見（自由記述）

団体	課題等
沖縄弁護士会	各市町村、社会福祉協議会や包括支援センター、専門職団体等と連携して市民にとってより利用しやすい成年後見制度の運用を実現することが必要であると考えています。具体的には、各機関との連携（又は中核機関の設置）により、①成年後見申し立ての支援を行う、②親族後見人の支援を行う、③市民後見人を育成するといった施策が必要であると考えます。また、将来的には④案件によっては専門職後見人と市民後見人が共同で後見人となって業務を行うことが望ましいと考えますが、そのためには⑤案件と専門職後見人及び市民後見人をマッチングする運用や制度の構築が必要であり、課題も多いだろうことが予想されます。
成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部	<ul style="list-style-type: none"> ・主として身上保護が必要な方に対する成年後見制度の利用のあり方の模索。 ・医療同意や身元保証問題、医療機関の付添いを必要とする方の支援のあり方を早急に整備しないと専門職後見人を必要とする方の待機問題が生じる。
沖縄税理士会	超高齢化社会に突入している現在、中核機関が設置されると成年後見制度の利用者数は加速度的に増加すると予測されます。専門家のマンパワーでは追いつかない事態が生じる。市民後見人の育成、親族後見人のサポートは必須です。沖縄税理士会でも何らかの形で中核機関に協力していきたいと考えています。
沖縄県社会福祉士会ばあとなあ沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定支援の難しさを実感している。 ・医療同意の問題。
沖縄県精神保健福祉士会	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職による横領事件がある。起こさないような仕組み作りが必要。 ・成年後見制度利用促進計画に関して、市町村の取り組みに積極的に参画していきたい。 ・報酬助成が市町村によって対応に差があり、スムーズに申請できないことがある。

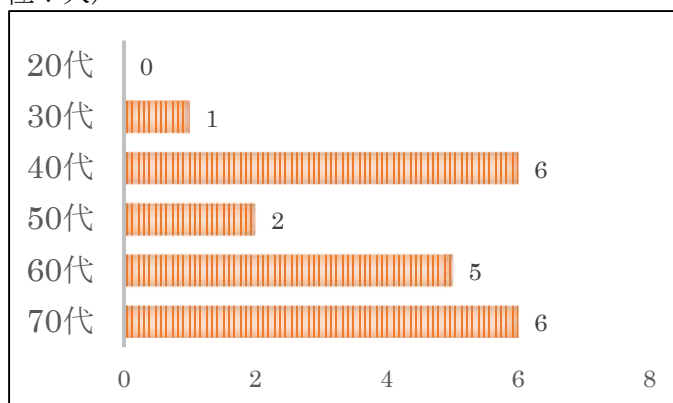
(2-4) 親族後見人等調査結果

① 回答状況

対象者数	43 件
回答者数	20 件
回収率	46.5%

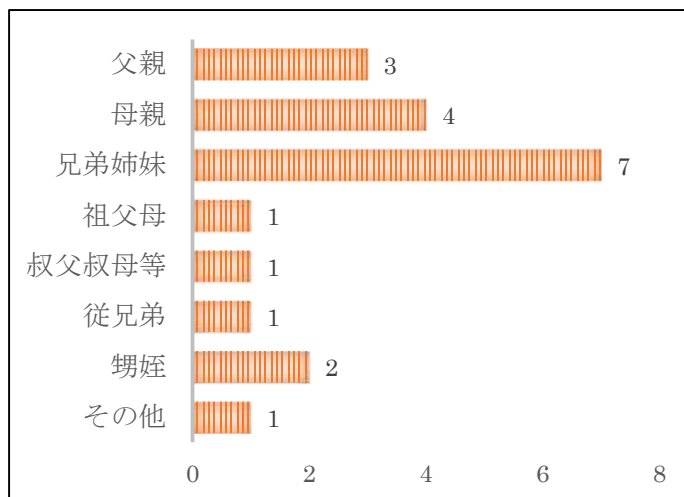
② 後見人等の年代 (単位：人)

20代	0
30代	1
40代	6
50代	2
60代	5
70代	6
合計	20



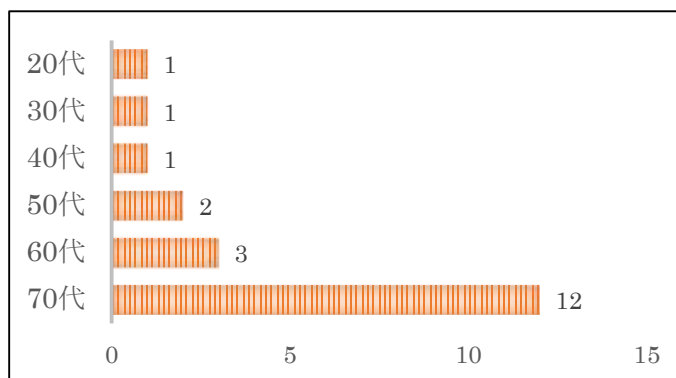
③ 被後見人等の続柄 (単位：人)

父親	3
母親	4
兄弟姉妹	7
祖父母	1
叔父叔母等	1
従兄弟	1
甥姪	2
その他	1
合計	20



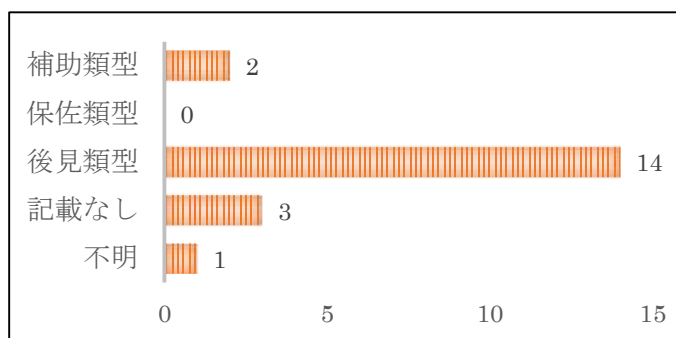
④ 被後見人等の年代 (単位：人)

20代	1
30代	1
40代	1
50代	2
60代	3
70代	12
合計	20



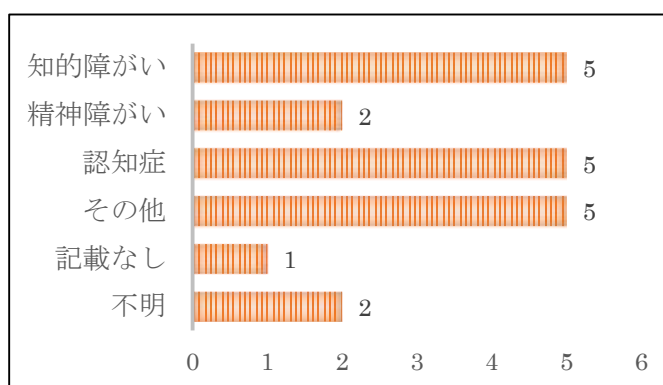
⑤ 受任している後見等類型 (単位：件数)

補助類型	2
保佐類型	0
後見類型	14
記載なし	3
不明	1
合計	20



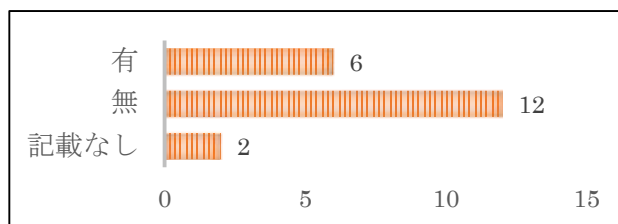
⑥ 被後見人の主たる障がい等の状況 (単位：件数)

知的障がい	5
精神障がい	2
認知症	5
その他	5
記載なし	1
不明	2
合計	20



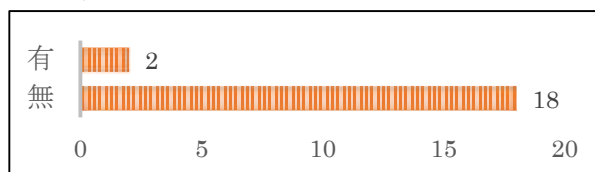
⑦ 後見等監督人の有無 (単位：件数)

有	6
無	12
記載なし	2
合計	20



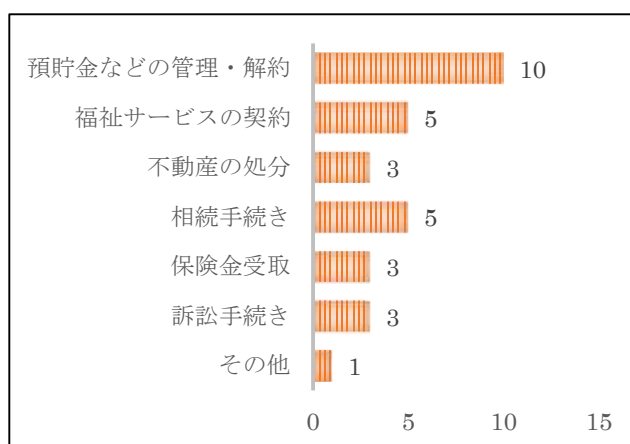
⑧ 複数後見人等の有無 (単位：件数)

有	2
無	18
合計	20



⑨ 制度利用の主な理由 (単位：件数)

預貯金などの管理・解約	10
福祉サービスの契約	5
不動産の処分	3
相続手続き	5
保険金受取	3
訴訟手続き	3
その他	1
合計	30



⑩ 後見等業務を行う上での不安や困りごとについて (自由記述：一部抜粋)

- 関係書類の保存、整理等がわずらわしい
- 銀行の事務手続き
- 後見終了時（被後見人の死亡時）に期限内（2ヶ月以内）にスムーズに相続人へ財産等の引き継ぎができるか多少不安があります。
- 後見人は本人の代わりに手続きができるのに、事務手続きが煩雑。部署により対応がちがう。
- 補助人の役割はどこまでかよくわからないのでどこまで関わりを持つべきか悩むことがある。
- 事前手続きが煩雑。後見人本人の高齢化。役場の事務手続きをする時の世帯主の委任状などが必要で手間がかかる。制度がよくわからない。

⑪ その他の意見（自由記述：一部抜粋）

- 後見事務の経過記録など容易に出来るようにしてほしい。
- 裁判所と銀行との事務手続きが煩雑、煩わしい。
- 被後見人より先に死亡する場合の不安は常に心にあります。自分が長生きする事は望んでいませんが被後見人よりは長生きして先祖両親の墓と一緒に眠らせてあげてから旅立ちたいというのがせめての弟孝行かなと思っています。
- 共有財産を処分する場合、手続き等知識がないので。
- ・後見人を受ける時、兄弟姉妹も支援していくという事だったが、いざという時に受けにくい。
 - ・病院など緊急を要する時、他の人と連絡がとりにくく自分でやる事になる。後見人の仕事はどこまでやらないといけないのか？
 - ・役所などサービス利用契約等煩雑でわかりにくい。

（２－５）村権利擁護支援センター調査結果（令和元年９月末現在）

① 福祉サービス利用援助事業等（日常生活自立支援事業含む）利用状況

契約中 11 件

【内訳】

- ア 性別 : 男性 7人 女性 4人
- イ 障がい等区分 : 認知症 3件 精神障がい 1件
知的障がい 1件 その他 6件
- ウ 居 所 : 在宅 8件 施設 3件
- エ 成年後見制度への移行が必要と思われる件数 : 2件
 - 主な理由 : 判断能力の低下 1件 高額な資産 1件
 - 年 代 : 80代 1人 90代以上 1人
 - 障がい等区分 : 認知症 2件
 - 居 所 : 在宅 1件 施設 1件
 - 親族の状況 : 申立に協力してくれる親族あり 2件

4 成年後見制度の利用促進に関する課題

課題① 制度の周知・理解の促進

本村の認知症高齢者や知的・精神障がい者のうち成年後見制度利用等が必要であろう方々に対し、制度の活用がまだ進んでいない状況にあります。制度に対して、本人をはじめ、家族や地域住民や支援者である専門職等への周知や理解が不十分なために制度利用が活用されていないことが考えられます。

併せて、村権利擁護支援センター等の相談窓口の更なる周知も必要です。

課題② メリットが実感できる制度の運用

成年後見制度は、制度自体の難しさや申立準備の煩雑さ等により、住民にとって身近でわかりやすい制度とはいえ、十分に活用されていないと考えられます。認知症高齢者の増加や親族の高齢化等により対象者の増加が見込まれる中、メリットを実感できる制度の運用がされるような取組みが求められています。

県内の専門職後見人等団体から、その専門性が発揮しうる案件を受任していない例があるとの回答があります。適切な支援ができる後見人等が受任できる仕組みが求められます。

現在の法定後見制度における後見人の選任は、本人の意思を反映できる仕組みにはなっていないとはいえません。また、本人の意思に基づき選任される任意後見制度では十分な機能を果たせないという意見もあります。アドバンス・ケア・プランニング（ACP・人生会議）*の普及促進とともに、本人の意思に基づき親族後見人候補者への研修等の機会を創出する必要があると考えられます。

本人に必要な、かつ適切な福祉サービスや医療等の日常生活を支える支援が受けられることと同時に、自己決定権の尊重と身上保護を重視した支援につなげていく必要があります。

*アドバンス・ケア・プランニング（ACP・人生会議）とは、人生の最終段階において、本人が望む医療やケアの在り方について、家族や信頼できる周囲の方々と事前に話し合いを重ねて共有する取組みです。

課題③ 支援体制の充実と地域連携ネットワーク体制の構築

権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、相談支援や後見人等への支援の体制を構築する必要があります。地域のネットワークと各種専門職による支援体制を拡充させ、かつ村権利擁護支援センター等における技術や経験の蓄積と職員の対応力の向上が求められます。

課題④ 担い手の確保

全国的な傾向として親族後見等に対し第三者後見等の受任割合が増加しています。県内の専門職後見人等団体からは、家庭裁判所からの受任依頼の件数に十分に対応できていないとの意見がありました。今後増加すると見込まれる対象者のニーズに対応するため、担い手の確保が求められています。

法人後見や市民後見人等の推進だけではなく、本人の意思選択に基づく親族後見人等を増やす取組みの必要性があると考えられます。

課題⑤ 親族後見人等に対する支援

親族後見人等への調査から、書類作成の事務、福祉サービス利用等の手続、財産の活用・処分手続、自身の高齢による不安や孤立感等様々な意見がありました。家庭裁判所では対応が難しい様々な課題に対し専門職による助言等サポート体制が必要と考えられます。また、身上保護等の現状が把握できていません。それらを含め親族後見人等への支援を実施していく必要があります。

村では、村長申立事案を除き制度利用者や後見人等を把握できません。親族後見人等に対する支援を行うにあたり、家庭裁判所との連携や親族後見人と繋がる仕組みが求められます。

課題⑥ 利用助成のあり方の検討

成年後見等申立の費用を工面するのが困難であるとの理由で制度が活用できていない意見がみられました。申立や報酬の費用負担できない方に対する利用助成制度を周知していく必要性があります。

また、市民後見人や親族後見人等の推進に伴い後見等監督人の選任が増えてくることが想定されますが、本村では後見等監督人の報酬を助成する制度がありません。今後、制度の利用促進を図る上で、助成制度のあり方の検討が必要となります。

第3章 計画の基本理念・基本目標と施策

1 基本理念

本計画は、今後「北中城村地域福祉計画」内に位置づけることとし、現行の「第四次北中城村地域福祉計画」の基本理念を引継ぎます。

第四次北中城村地域福祉計画 基本理念

地域の絆を深め 結いの心で支える きたなかぐすく

2 基本目標

基本目標 1	地域連携ネットワークの構築と実施体制の整備
基本目標 2	制度の理解の促進と普及
基本目標 3	利用者がメリットを実感できる制度の運用
基本目標 4	後見人等への支援の充実

3 施策体系

<p>【基本理念】 地域の絆を深め 結いの心で支える きたなかぐすく</p>
<p>【基本目標 1】 地域連携ネットワークの構築と実施体制の整備</p> <p>【施策 1-1】 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none">① 地域連携ネットワークの構築② 協議会 <p>【施策 1-2】 実施体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none">① 中核機関② 村権利擁護支援センター③ 各相談窓口の対応 <p>【施策 1-3】 後見人等の担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none">① 市民後見人の推進② 法人後見実施機関の立ち上げ、活動の支援③ 親族後見人等の育成や普及
<p>【基本目標 2】 制度の理解の促進と普及</p> <p>【施策 2-1】 広報・啓発活動の強化</p> <p>【施策 2-2】 相談窓口の設置</p> <p>【施策 2-3】 地域の見守り</p>
<p>【基本目標 3】 利用者がメリットを実感できる制度の運用</p> <p>【施策 3-1】 支援が必要な方が制度に繋がる仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none">① 相談支援の強化、早期発見・早期支援② 適切な受任調整③ 村長申立、利用助成 <p>【施策 3-2】 本人の意思決定支援及び身上保護を重視した支援体制の構築</p> <p>【施策 3-3】 他のサービスとの一体的な提供</p>
<p>【基本目標 4】 後見人等への支援の充実</p> <p>【施策 4-1】 利用者を中心としたチーム支援の形成及び活動支援</p> <p>【施策 4-2】 親族後見人等への支援の拡充</p>

4 重視すべき視点

基本理念「地域の絆を深め 結いの心で支える きたなかぐすく」や各基本目標の実現にむけて、本計画の第1期計画期間においては、次の視点を重視して取り組みます。

視点1 実施体制の整備と顔の見える連携づくり

中核機関の設置により、ここに掲げる重視すべき視点を踏まえ、優先して取り組むべき機能に速やかに着手します。

北中城村成年後見制度利用促進協議会や地域連携ネットワークを活性化させるために、積極的に顔の見える連携づくりを心がけていきます。

視点2 法人後見実施機関の立上げ支援と市民後見人の育成及び支援体制の検討

法人後見支援事業や市民後見推進事業による、担い手を確保する取り組みを着実に進めていきます。また、市民後見人の活動支援のあり方を検討していきます。

視点3 医療・介護・福祉専門職への制度理解の促進

成年後見制度に繋がっていない方に対して、医療・介護・福祉専門職の役割が重要になってきます。専門職への理解促進を図り、制度に繋がる仕組みづくりに取り組みます。

視点4 本人の自己決定の尊重と積極的権利擁護*の視点にたった支援

本人の意思が尊重され、積極的権利擁護*の視点にたった支援の実現にむけて、他の施策とも連携し住民から専門職まで幅広い対象に向けた取り組みを行っていきます。

視点5 親族後見人等への支援

親族後見人等が、今後も担い手として継続していけるための支援を行う必要があります。各種研修の機会や専門職への個別相談の実施、また、後見人等同士のネットワーク化についても検討していきます。

*「積極的権利擁護」：権利擁護とは、生命や財産を守り、また権利を侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が「自分の人生」を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みを保障するものでなければならない。（岩間伸之（2007年））とする考え方。

5 施策

基本目標 1 地域連携ネットワークの構築と実施体制の整備

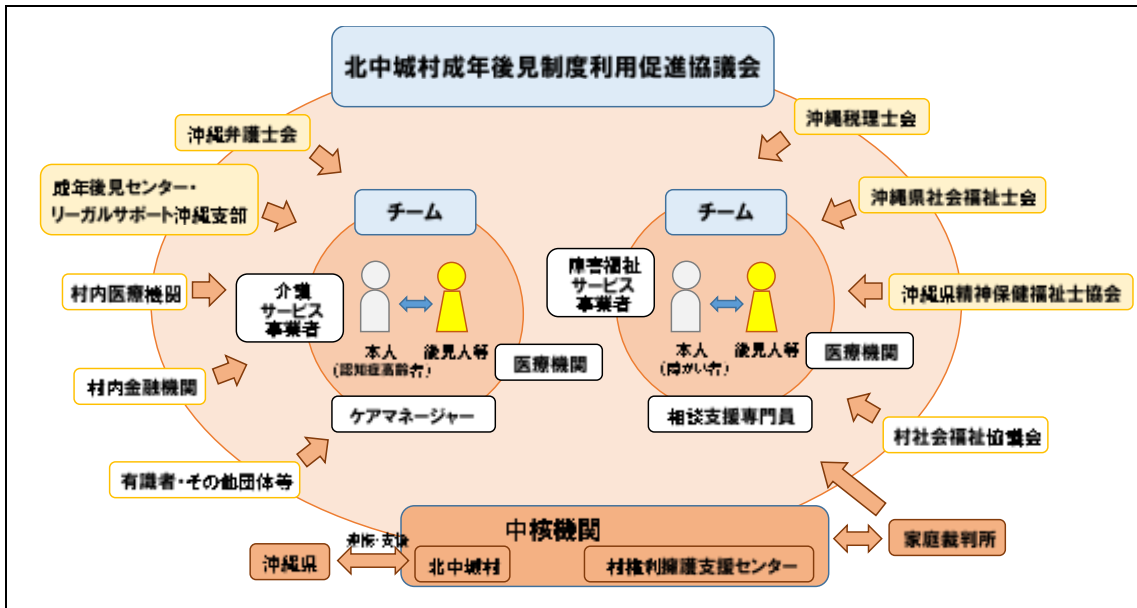
施策 1-1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

取組の方針			
<p>①地域連携ネットワークの構築</p> <p>住民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、必要な方への支援を行うため地域連携ネットワークを構築します。</p> <p>地域連携ネットワークでは、既存の医療・介護・福祉の支援ネットワークを活かし、家庭裁判所との連携による支援の仕組みづくりに取組めます。</p>			
具体的な取組み	村	センター	村社協
各種ネットワーク会議（地域自立支援協議会、地域ケア会議、地域包括ケア推進協議会、在宅医療・介護連携事業等）において、権利擁護を必要とする方の支援につなげるネットワークの構築を図ります。	◎	○	○
家庭裁判所との情報交換・調整を行います。	◎		

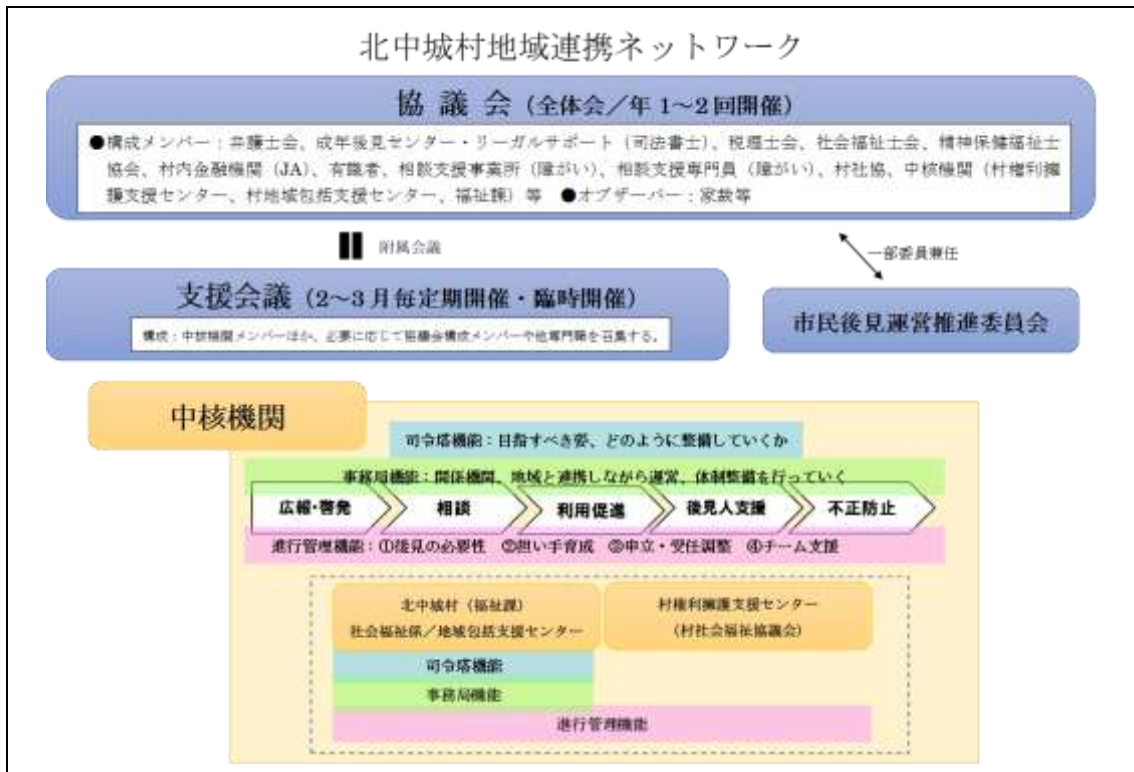
取組の方針			
<p>②協議会</p> <p>村成年後見制度利用促進協議会において、構成団体が協力しチーム支援策の向上及び地域課題の検討・調整解決を行うとともに、各団体との情報共有を図ります。</p>			
具体的な取組み	村	センター	村社協
村成年後見制度利用促進協議会を開催します。	◎	○	
個別チーム支援会議を開催します。	◎	◎	

注) 表中「センター」は「北中城村権利擁護支援センター」の略。◎は推進主体 ○は連携協力

図表 11 北中城村地域連携ネットワークのイメージ



図表 12 北中城村地域連携ネットワークと中核機関の役割



施策 1-2 実施体制の整備等

取組の方針				
<p>①中核機関</p> <p>村の責任のもと、既存の村各種相談担当及び村権利擁護支援センターにおける各機能を拡充し中核機関を設置し運営します。中核機関としての機能強化に向けて取り組みます。</p> <p>* 運営方針</p> <p>中核機関として村（福祉課）が司令塔機能および事務局機能を担い、村権利擁護支援センターを含め両者で進行管理機能を分担します。</p>				
具体的な取組み		村	センター	村社協
中核機関が事務局となり、支援会議を開催します。		◎	◎	
中核機関／司令塔機能	目指すべき姿、整備方針	◎	○	
中核機関／事務局機能	連携体制の構築	◎	○	
中核機関／進行管理機能	①後見の必要性	◎	○	
	②担い手の育成	○	◎	
	③申立・受任調整	◎	○	
	④チーム支援	◎	○	

注) 表中「センター」は「北中城村権利擁護支援センター」の略。 ◎は推進主体 ○は連携協力

取組の方針			
<p>②村権利擁護支援センター</p> <p>村は北中城村権利擁護支援センターを委託し設置します。各種相談対応や市民後見人等の養成をはじめ、権利擁護支援の強化のために各種研修等を実施します。</p>			
具体的な取組み	村	センター	村社協
委託による村権利擁護支援センター事業を継続していきます。	◎	◎	
村権利擁護支援センターの対応力の強化のため、各種研修やチーム支援会議を行います。	◎	◎	

取組の方針			
<p>③各担当の相談対応</p> <p>各担当（村（福祉課）、村社協、村権利擁護支援センター）が初期相談窓口として対応することで、多くの支援ニーズへの対応強化を図ります。</p>			
具体的な取組み	村	センター	村社協
各担当（村福祉課、村社協、村権利擁護支援センター）が初期相談対応を行います。	◎	◎	○

注) 表中「センター」は「北中城村権利擁護支援センター」の略。 ◎は推進主体 ○は連携協力

施策 1-3 後見人等の担い手の確保

取組の方針			
①市民後見人の推進 市民後見人養成研修を継続して実施し、市民後見人活動の支援体制を検討します。			
具体的な取組み	村	センター	村社協
市民後見人の養成研修を継続して実施します。	◎	◎	
市民後見人の活動を支援する体制を検討していきます。	◎	◎	

取組の方針			
②法人後見実施機関の立ち上げ、活動の支援 村内における法人後見実施機関の立ち上げや活動の支援を行います。			
具体的な取組み	村	センター	村社協
村権利擁護支援事業（法人後見支援事業）を実施し、村内における法人後見実施機関の立ち上げを支援します。	◎	○	◎
法人後見実施機関の活動の支援体制を構築します。	◎	○	◎

取組の方針			
③親族後見人等の育成や普及 今後増加すると見込まれる成年後見制度利用者のニーズに対応するためには、市民後見人等の第三者後見人等の育成だけでなく、本人の意思（アドバンス・ケア・プランニング（ACP・人生会議））に基づく親族後見人等の育成や普及に努めます。			
具体的な取組み	村	センター	村社協
市民後見推進事業を活用し、親族後見人等の候補者の研修の機会等に取組みます。	◎	◎	○

注) 表中「センター」は「北中城村権利擁護支援センター」の略。 ◎は推進主体 ○は連携協力

基本目標 2 制度の理解の促進と普及

施策 2-1 広報・啓発活動の強化

取組の方針

成年後見制度が利用者の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることなど、関係団体と連携し、パンフレットの配布や講演会の開催、各種イベントでの広報・啓発活動を通して、成年後見制度に関する理解を深められるよう広報活動を強化します。

また、地域連携ネットワークの関係団体や、福祉関係専門職向けに知識の普及や連携を目的に研修会等を開催します。

具体的な取組み	村	センター	村社協
権利擁護や成年後見制度に関する講演会や出前講座等の開催	◎	◎	○
専門職や金融機関向け研修会等の開催	◎	◎	

施策 2-2 相談窓口の設置

取組の方針

各担当（村（福祉課）、村社協、村権利擁護支援センター）が初期相談窓口として対応します。各担当において権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性について検討し、必要に応じて中核機関や専門機関等につなげることができるような体制整備を行います。

具体的な取組み	村	センター	村社協
相談者の特性や状況に応じて、来所・訪問等の相談体制を構築します。	◎	◎	◎

注) 表中「センター」は「北中城村権利擁護支援センター」の略。 ◎は推進主体 ○は連携協力

施策 2-3 地域の見守り

取組の方針			
<p>地域住民が、安心して暮らせる地域を目指し、自ら考え・見守ることができるよう、制度の理解促進を図ります。</p> <p>民生委員や権利擁護の支援者*等の協力により、地域において自ら相談窓口に来ることができない方の相談支援ニーズの発掘に努めます。また地域づくり協議体*とも連携していきます。</p>			
具体的な取組み	村	センター	村社協
地域における見守り支え合い活動の支援（認知症サポーター養成講座や出前講座等の開催）	◎	◎	○
民生委員等への研修会の開催	◎	◎	○

* 権利擁護の支援者とは、権利擁護を必要とする方々の特性を学び地域権利擁護支援の担い手として活動される方。地域におけるよき理解者から日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見支援員としての役割を担う。村では、将来の市民後見人候補者として位置付けている。

* 地域づくり協議体とは、地域住民による助け合い活動の創出・充実に向けて、10年後、20年後、自分たちはどのような地域で暮らしたいか（目指す地域像）を見据え、できるだけ多くの人たちが地域に関わっていけるような仕組みを考える会議。村では、第1層協議体が設置されています。

注) 表中「センター」は「北中城村権利擁護支援センター」の略。◎は推進主体 ○は連携協力

基本目標 3 利用者がメリットを実感できる制度の運用

施策 3-1 支援が必要な方が制度に繋がる仕組みづくり

取組の方針			
<p>①相談支援の強化 早期発見・早期支援</p> <p>中核機関や各担当（村（福祉課）、村社協、村権利擁護支援センター）における相談対応力の向上を目指します。</p> <p>地域の見守りや関係機関等による地域連携ネットワークを活かし、成年後見制度の利用を含めた権利擁護の支援が必要な方を早期に発見し支援します。</p>			
具体的な取組み	村	センター	村社協
各担当（村（福祉課）、村社協、村権利擁護支援センター）の初期相談窓口の対応力の強化のため、研修やチーム支援会議を行います。	◎	◎	○

取組の方針			
<p>②適切な受任調整</p> <p>成年後見制度の利用に際しては、本人の意向の確認とともに必要な支援内容を把握し、本人にとって望ましい後見人等が選任されるよう、地域連携ネットワークを活用し中核機関が家庭裁判所に適切な候補者（専門職、市民後見人、法人後見等）を推薦できる体制を目指します。</p>			
具体的な取組み	村	センター	村社協
適切な後見人等候補者を推薦できるような仕組み（候補者登録制度等）を検討します。	◎	◎	
アドバンス・ケア・プランニング（ACP・人生会議）の普及促進とともに、本人の意思を尊重した将来的に親族後見人等を推薦できる仕組みを検討します。	◎	◎	

注) 表中「センター」は「北中城村権利擁護支援センター」の略。 ◎は推進主体 ○は連携協力

取組の方針			
③村長申立、利用助成 判断能力が不十分で、親族等からの支援が得られない方に対して実施する村長申立について、関係機関との連携を深め適切に制度利用につなげます。また、後見監督人等報酬助成の制度のあり方を検討します。			
具体的な取組み	村	センター	村社協
地域連携ネットワークや福祉関係機関との連携を深め、村長申立や利用助成の制度利用の促進を図ります。	◎	○	○
現行の村長申立や利用助成制度について、見直し等を含め検討を行います。	◎		

施策 3-2 本人の意思決定支援及び身上保護を重視した支援体制の構築

取組の方針			
利用者本人の自己決定権の尊重と積極的権利擁護*の視点にたち、本人を含めた家族、支援者等関係者が意思決定支援の重要性の周知を図り、後見人等が利用者本人の尊厳を守りながら身上保護を重視した支援体制の構築を目指します。			
具体的な取組み	村	センター	村社協
利用者本人の権利擁護に関する研修や講演会等を積極的に行います。	◎	◎	○
利用者本人の意思、心身の状態や生活状況等を踏まえたチームによる支援体制の構築を図ります。	◎	◎	

*「積極的権利擁護」：権利擁護とは、生命や財産を守り、また権利を侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が「自分の人生」を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取組みを保障するものでなければならない。（岩間伸之（2007年））とする考え方。

注) 表中「センター」は「北中城村権利擁護支援センター」の略。 ◎は推進主体 ○は連携協力

施策 3-3 他のサービスとの一体的な提供

取組の方針			
適切な後見類型等の選択や速やかに必要な制度利用につなげられるよう権利擁護支援対応の向上を図り、他の福祉サービス等と連動した一体的な提供により、村社会福祉協議会で行われている福祉サービス利用援助事業・日常生活自立支援事業*と連携し、認知症や障がいの程度に応じてスムーズに成年後見制度への移行を図ります。			
具体的な取組み	村	センター	村社協
権利擁護に関する相談に対し、後見制度やその他の福祉サービスの案内等、総合的に対応できるよう努めます。	◎	◎	◎

*福祉サービス利用援助事業・日常生活自立支援事業とは、物忘れ等の認知症の症状や知的障害、精神障害などによって必要な福祉サービスを自身の判断で適切に選択・利用することが難しい方を対象（ただし、利用者との契約に基づき支援を行いますので、利用に当たっては本事業の契約内容を理解し、契約する能力が必要になります。）に、福祉サービスの利用手続きの援助を基本サービスとして、必要に応じて日常的な金銭管理のお手伝いや重要な書類の預かりを行う事業です。村社会福祉協議会が実施しています。

注) 表中「センター」は「北中城村権利擁護支援センター」の略。◎は推進主体 ○は連携協力

基本目標 4 後見人等への支援の充実

施策 4-1 利用者を中心としたチーム支援の形成及び活動支援

取組の方針			
<p>本人と後見人等を支えるため、親族、介護支援専門員、相談支援専門員、介護・障害福祉サービス事業者、医療・福祉、地域の関係者等による「チーム」を形成し、本人の意思を尊重した身上保護・財産管理ができるようチームの効果的な活動を支援していきます。</p>			
具体的な取組み	村	センター	村社協
本人と後見人等を支援する「チーム」支援体制の構築を促進します。	◎	◎	
継続して「チーム」支援が行えるよう、モニタリングの仕組みを検討していきます。	◎	◎	

施策 4-2 親族後見人への支援の拡充

取組の方針			
<p>村は、後見等の担い手として親族後見人等が最適である場合が多いとの考えから、積極的に親族後見人等への支援を行っていきます。親族後見人等が孤立せず身上保護を重視した支援が行えるよう、「チーム」支援体制の構築や研修の機会を図ります。</p>			
具体的な取組み	村	センター	村社協
親族後見人等の支援ニーズの把握に努めます。	◎	◎	
親族後見人等の活動への支援のあり方について、必要に応じ関係団体や家庭裁判所と協議・連携を図ります。	◎	◎	
親族後見人等をサポートする「チーム」支援を構築し支援を行います。	◎	◎	
親族後見人等や候補者への研修等への参加を促進します。	◎	◎	○

注) 表中「センター」は「北中城村権利擁護支援センター」の略。 ◎は推進主体 ○は連携協力

第4章 計画の評価及び進行管理

1 評価及び進行管理の体制

(1) 庁内における体制

計画に関わる各係・担当で構成する「北中城村成年後見制度利用促進協議会作業部会」を設け、計画の評価、見直し及び今後必要な事業の検討等を行い、計画を推進します。

(2) 専門機関等による体制

「北中城村成年後見制度利用促進協議会」において、計画の進捗状況の把握、課題の抽出・解決に向けての検討等を行います。

(3) 計画や事業の広報・普及啓発

本計画は、計画書として公表するほか、村広報誌等を活用して計画の内容の周知を図ります。